

長浜教区表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長浜教区内における僧侶、寺族及び門徒並びに寺院、所属団体の貢献に対しての表彰について定める。

(授与)

第2条 表彰の授与は、教務所長が文書をもって行なう。

(表彰の申請)

第3条 表彰を願い出ようとするときは、住職又は代務者が別に定める申請書に必要事項を記載し、当該組の組長及び査察委員の署名・押印の上、教務所長に願い出なければならない。ただし、表彰等該当人が住職の場合は、当該組長を申請人とすることができる。

2 前項の場合、住職又は代務者が欠けている寺院は、住職又は代務者申請を速やかに行い、任命後この申請を行なうものとする。

3 申請寺院において宗費及び経常費に滞納のあるときは、これを完納した上でなければ申請することができない。

(表彰審査会)

第4条 前条の願い出があった場合、これを審査するため、教区に表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、教務所長及び教区会正副議長並びに教区門徒会正副会長で組織する。

3 審査会は、教務所長が招集し会務を統理する。

4 審査項目及び基準は別に定める内規による。

(審査会)

第5条 審査会に関する事務は、教務所において行なう。

附 則

1 この規程は、教区会及び教区門徒会（合同会議）の議決を経た日（2000年7月25日）から施行する。

2 この規程施行の際、現に授与されている表彰は、この規程による表彰とみなす。